

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、取引先、社会、従業員等の多様なステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の透明性、客観性、効率性を高め、経営の監督機能の強化と業務執行の適切なリスクテイクのバランスを取りつつ、経営環境の変化に迅速に対応し得る経営管理体制を整備・運用するため、コーポレートガバナンス体制の構築・充実に努めてまいります。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する考え方として「コーポレートガバナンスの基本方針」(以下「基本方針」といいます。))を制定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

・基本方針 https://www.onosokki.co.jp/HP-WK/company/ir/cop_gov/c_governance.htm

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4 議決権の電子行使の環境作りや招集通知の英訳】

当社では、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳は現状では実施しておりませんが、機関投資家や海外投資家の今後の比率動向を踏まえて検討することとしております。

【補充原則4 - 1 - 3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は、取締役候補者の選任に際し、その役割と責務を担い得る人材であるかを見極めるため、事業価値の向上に資する能力、経験、実績など多角的な観点から候補者を選定し、取締役会にて決議する体制としておりますが、現状においては、後継者計画(プランニング)の策定までは行っておりません。今後、最高経営責任者などの後継者計画(プランニング)の策定について、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。

【補充原則4 - 3 - 2 最高経営責任者の選任手続】

現在、当社では代表取締役社長の選任手続は行っておりません。今後の課題として、取締役会で適切に検討立案してまいります。

【補充原則4 - 3 - 3 最高経営責任者の解任手続】

現在、当社では代表取締役社長の選任手続を行っていないため、解任するための手続は確立しておりません。今後の課題として、解任手続を含め適切に検討立案してまいります。

【原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

当社ではこれまでも任意の委員会の設置について検討を行ってまいりました。現状では任意の委員会は設置していないものの、統治機構のさらなる充実について継続して検討してまいります。

【補充原則4 - 10 - 1 指名・報酬などへの独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は監査役会設置会社であり、任意の委員会を設置しておりませんが、独立社外取締役2名、社外監査役3名からなる独立役員会議を設置しております。独立役員会議は、取締役会の有効性の評価の取りまとめを行っておりますが、今後はガバナンスに関する重要な事項についても、適切な関与・助言を得て検討を行ってまいります。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現時点の取締役会の構成は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を、概ねバランス良く備えていると認識しております。今後はさらに多様性を拡充する観点から、ジェンダーや国際性の面を含めた構成が実現できるよう、適切な対応に努めます。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

2018年を最終年とする中期経営計画 Challenge Stage では、売上高、営業利益率、ROEを目標として掲げ、また定時株主総会終了後に同会場において、中期経営計画の施策および進捗等について説明の場を設けております。今後につきましては、2019年を開始年とするChallenge Stageにおいて、成長性および収益性の実現に向けた施策を策定し、株主および投資家への説明の機会を設定します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式に係る保有の方針、議決権行使の方針、評価および縮減の方針等を、コーポレートガバナンスの基本方針に定めております。なお、2018年12月開催の取締役会において、銘柄毎に保有目的、保有リスク、資本コストを踏まえた経済合理性等を精査し、保有の適否を検証しております。

基本方針「第3章 株主の権利・平等性の確保、株主との対話 5.政策保有株式」をご参照ください。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

基本方針「第3章 株主の権利・平等性の確保、株主との対話 6.関連当事者取引」をご参照ください。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を採用しており、アセットオーナーとして企業年金の積立金の運用に関与しておりませんが、資産運用に関する教育研修の実施により、従業員に対して安定的な資産形成を支援することとしております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

基本方針「第5章 適切な情報開示と透明性の確保」をご参照ください。

(1)経営理念、経営計画

・経営理念・ビジョンを当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.onosokki.co.jp/HP-WK/company/contents/keiei_rinen.htm

・中期経営計画の発表資料を当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.onosokki.co.jp/HP-WK/company/ir/zaimu/release.htm>

(発表資料:2016年3月11日付「中期経営計画の策定に関するお知らせ」)

(2)コーポレートガバナンスに関する考え方と基本方針

基本方針「第1章 総則 2.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

基本方針「第2章 コーポレートガバナンスの体制と取締役会等の責務 10.役員の報酬制度」をご参照ください。

(4)取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

基本方針「第2章 コーポレートガバナンスの体制と取締役会等の責務 7.役員の選解任」をご参照ください。

(5)取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明

基本方針「第2章 コーポレートガバナンスの体制と取締役会等の責務 7.役員の選解任」をご参照ください。

・取締役・監査役候補の略歴および社外取締役・社外監査役の選任理由を当社ウェブサイトに掲載の「株主総会招集ご通知」に記載しておりますのでご参照ください。

https://www.onosokki.co.jp/HP-WK/company/ir/soukai/soukai_top.htm

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

基本方針「第2章 コーポレートガバナンスの体制と取締役会等の責務 2.取締役会および取締役 (1)取締役会の役割」をご参照ください。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

基本方針「第2章 コーポレートガバナンスの体制と取締役会等の責務 2.取締役会および取締役 (3)独立社外役員」をご参照ください。

・社外役員の独立性に関する判断基準を当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.onosokki.co.jp/HP-WK/company/ir/cop_gov/c_governance.htm

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

基本方針「第2章 コーポレートガバナンスの体制と取締役会等の責務 2.取締役会および取締役 (2)取締役会の構成、規模」をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

基本方針「第2章 コーポレートガバナンスの体制と取締役会等の責務 9.独立性・兼任方針 (2)兼任方針」をご参照ください。

・取締役・監査役の重要な兼任状況を当社ウェブサイトに掲載の「株主総会招集ご通知」「有価証券報告書」に記載しておりますのでご参照ください。

株主総会招集ご通知 https://www.onosokki.co.jp/HP-WK/company/ir/soukai/soukai_top.htm

有価証券報告書 <https://www.onosokki.co.jp/HP-WK/company/ir/zaimu/yukashouken.htm>

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性についての分析・評価】

当社取締役会は、2017年度の実効性評価を次のとおり実施しました。

(1)評価の方法

2017年度末に在籍する全ての取締役・監査役に対して、アンケートを実施しました。回答の集計結果に基づき、独立社外役員会議における意見集約を行ったうえで、取締役会で評価を決定しました。

(2)評価項目(大項目)

評価項目は、取締役会の構成について・取締役会の議題について・取締役会の運営について・取締役会を支える体制について・攻めのガバナンスについて・守りのガバナンスについて・総括の7項目としております。

(3)分析および評価の結果の概要

独立社外役員会議における意見集約の結果を踏まえ、当社の取締役会は、構成、議題、運営体制等の枠組みが相応に整備されており、前年度の実効性評価を踏まえた一定の改善も進んでいることから、総じて有効に機能しているものと分析・評価しました。

(4)実効性の向上に向けた取組

今回の有効性評価を通じ、一定の改善も進んでいる一方で、更なる改善余地がある項目も抽出されました。当社取締役会は、企業戦略等の大きな方向性の審議に、より時間を確保すること、また出席取締役が事前の検討時間を十分に確保できるようにする等、取締役会として継続的改善を図り、実効性の向上のため、運営改善に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

基本方針「第2章 コーポレートガバナンスの体制と取締役会等の責務 11.取締役・監査役に対するトレーニングの方針」をご参照ください。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

基本方針「第3章 株主の権利・平等性の確保、株主との対話 3.株主との対話」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社明電舎	884,500	7.08
桂 武	656,500	5.25
株式会社三菱UFJ銀行	547,240	4.38
小野測器代理店・特約店持株会	520,800	4.17

小野測器取引先持株会	458,550	3.67
小野 雅道	297,593	2.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	287,300	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	238,800	1.91
小野測器社員持株会	198,240	1.59
小野 知子	194,645	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
片岡 啓治	他の会社の出身者											
染谷 義彦	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片岡 啓治	○	片岡啓治氏は、2013年6月まで株式会社明電舎の代表取締役会長であり、現在は同社の相談役であります。当社と同社とは双方の製品を売買する取引関係にあり、当該取引は一般的な商取引であります。また、同社は当社の株主(2017年12月31日現在の持株比率7.0%)であります。	株式会社明電舎との取引関係について、取引の規模としては同社との取引が当社売上高に占める割合は低く、同社の当社株式の持株による影響も稀薄であると考えます。以上により、片岡啓治氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断いたしていることから、独立役員として指定しております。

染谷 義彦	○	染谷義彦氏は、過去(16年前)に当社の取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行に業務執行者として勤務しておりました。同行は当社の株主(2017年12月31日現在の持株比率4.3%)であります。 染谷義彦氏は、当社取引先金融機関である三菱東京UFJ銀行の出身者ですが、同行を退職後は当社と取引関係にない会社に在籍しておりました。 また、2012年3月から2016年3月まで当社社外監査役・独立役員、2016年3月から当社顧問としてマーケティング等に関する助言・提言を行っておりますが、当社の業務執行に関わる立場にはありません。 以上により、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断いたしていることから、独立役員として指定しております。
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携については、監査計画についての情報共有をはじめ、四半期・期末の決算において会計監査人の報告を受けるほか、適宜情報交換を行っております。

また、これらの監査と内部統制部門との関係については、監査役はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門から定期的に報告を受けており、内部監査室は監査役の円滑な職務遂行を支援しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子 孝雄	他の会社の出身者													
角野 俊	他の会社の出身者													
庄山 俊彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子 孝雄	○	金子孝雄氏は、過去(8年前)に当社の取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行に業務執行者として勤務しておりました。同行は当社の株主(2017年12月31日現在の持株比率4.3%)であります。	金子孝雄氏は、当社取引先金融機関である三菱東京UFJ銀行の出身者ですが、同行を退職後は当社と取引関係にない会社に在籍しており、2016年3月の当社常勤監査役就任時から現在においても同行の意思に影響される立場にはありません。当社と同行との関係につきましては、同行の当社株式の持株による影響は稀薄であると考えます。 以上により、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断いたしていることから、独立役員として指定しております。
角野 俊	○	角野俊氏は、過去(14年前)に当社の取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行に業務執行者として勤務しておりました。同行は当社の株主(2017年12月31日現在の持株比率4.3%)であります。	角野俊氏は、当社取引先金融機関である三菱東京UFJ銀行の出身者ですが、同行を退職後は当社と取引関係にない会社に在籍しており、2012年3月の当社常勤監査役(2016年3月から監査役)就任時から現在においても同行の意思に影響される立場にはありません。当社と同行との関係につきましては、同行の当社株式の持株による影響は稀薄であると考えます。 以上により、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断いたしていることから、独立役員として指定しております。
庄山 俊彦	○	庄山俊彦氏は、過去(9年前)に当社の取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行に業務執行者として勤務しておりました。同行は当社の株主(2017年12月31日現在の持株比率4.3%)であります。	庄山俊彦氏は、当社取引先金融機関である三菱東京UFJ銀行の出身者ですが、同行を退職後は当社と取引関係にない会社に在籍しており、2016年3月の当社監査役就任時から現在においても同行の意思に影響される立場にはありません。当社と同行との関係につきましては、同行の当社株式の持株による影響は稀薄であると考えます。 以上により、同氏は一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断いたしていることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役に対して、中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブとして株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を、役位毎に設定された報酬基準額に基づき付与するものです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役および執行役員に対して、当社株価と報酬の連動性を強め、業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の付与を行っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第64期事業年度(2017年1月～12月)における取締役への報酬等の総額は140,864千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬体系は、役員が継続的かつ中長期的な業績向上のために企業家精神を発揮し、経営方針を実現し株主の期待に応えることに資するものとし、報酬の水準については、当社の発展を担う有為な人材を確保できる水準を目標としております。

- ・社内取締役については、基本報酬としての「固定報酬」、短期の会社業績および担当する事業業績を反映する「業績連動報酬」、中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」(ストックオプション)で構成しております。
- ・社外取締役の報酬については、その役割に応じた水準の「固定報酬」のみとしております。
- ・監査役の報酬については、その役割に応じた水準の「固定報酬」のみとしております。

上記報酬は、株主総会で決議された報酬の枠内で、取締役については取締役会において、監査役については監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては総務人事ブロックの取締役会事務部門が、社外監査役に対しては内部監査室および総務人事ブロックが、それぞれ役員の要請により補佐する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

最高の意思決定機関である「取締役会(毎月)」を頂点に、「経営会議(毎週)」、「トップマネジメントミーティング(毎月)」、「営業会議(四半期毎)」、「技術進捗会議(随時)」などを開催しており、また業務執行機能の強化および経営効率の向上を目的として「執行役員制度」を導入し、迅速な経営の意思決定と業務執行の明確化を図っております。

当社は監査役制度を採用しており、コーポレート・ガバナンスの機能強化を図るために、取締役会・経営会議などの重要会議には直接監査役が出席し、意思決定および業務執行に関し、適切な監査が行われるようにしております。なお、監査役全員(3名)は社外監査役であります。

会計監査につきましては、会計監査人による中間・期末の監査に限らず、期中においても適宜監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、当社では社外監査役3名が監査役会を構成しております。取締役会・経営会議などの重要会議には直接監査役が出席し、意思決定および業務執行に関し、適切な監査が行われるようにしております。社外監査役全員は独立役員として指名しており、中立的・客観的な立場から公正・適切な経営監視機能が果たされているものと考えております。

また、内部統制活動を実施しているJ-SOX推進委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会は、監査役および内部監査室と適宜連携し、コーポレート・ガバナンスの体制強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知発送日を、株主総会開催日の3週間前とすることを原則としております。2018年は、2月23日に発送いたしました。(株主総会開催日:2018年3月16日) また、招集通知に関連する情報を当社ウェブサイトにて掲載しております。2018年は、2月15日に掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避するとともに、早期に開催しております。
その他	株主総会終了後、説明会および製品展示会を開催し、会社へのご意見等をいただく場を設けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	法令に基づく開示を適切に行うことに加え、経営戦略、経営計画、リスクやガバナンス等、投資家・株主の関心の高い情報、投資判断に関わる情報についてもより積極的な開示に努めております。 当社コーポレートガバナンスの基本方針において情報開示の方針を定めており、当社ウェブサイトに掲載しております。 ・基本方針「第5章 適切な情報開示と透明性の確保」をご参照ください。 https://www.onosokki.co.jp/HP-WK/company/ir/cop_gov/c_governance.htm	
IR資料のホームページ掲載	決算短信およびその他適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、過去5年間の業績概要、株主総会の招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社行動規範において、お客様、株主、社会・環境等に対して社会の一員として社会的良識をもって行動する旨を定めております。 ・行動規範を当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。 https://www.onosokki.co.jp/HP-WK/company/contents/keiei_rinen.htm
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を早期(1997年)に取得し、環境への負荷低減を継続的に実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社コーポレートガバナンスの基本方針においてステークホルダーに対する情報開示の方針を定めており、当社ウェブサイトに掲載しております。 ・基本方針「第5章 適切な情報開示と透明性の確保」をご参照ください。 https://www.onosokki.co.jp/HP-WK/company/ir/cop_gov/c_governance.htm

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下の基本方針に則り内部統制の体制を整備しております。

(1)当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人に法令・定款および社会規範の遵守を徹底するため、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程を制定する。また、当社グループの横断的なコンプライアンス体制を整備するため、行動規範(コンプライアンス・マニュアル)等の作成、教育・研修の実施など、コンプライアンスに関する取り組みを行うこととする。

当社グループの取締役および使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の通報およびその内容・対処案が取締役会・監査役会に報告される体制に係る内部通報規程を制定し当該体制を整備、運用する。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、その取扱は当社社内規程およびそれに関する管理マニュアルを整備してこれらに従い適切に保存・管理する。

取締役および監査役は常時文書等を閲覧できるものとする。

(3)当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制を整備するため、当社グループ全体のリスク管理に関する規程の制定を行い、リスク管理委員会の設置と、その下にリスクカテゴリー(コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、輸出管理、環境、災害等)毎の分科会を置くこととする。

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理を総括し、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認等を行い、また損失の危険のある事態が生じた場合に、その内容・対処案が当社の取締役会・監査役会に報告される体制を整備することとする。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営組織として取締役会を頂点とし、その下に経営会議、トップマネジメントミーティング、営業会議等を設置し、年度計画に基づく目標達成のため、経営判断・業績報告・業務の進捗状況確認等を行う。

取締役会は毎月1回定例で開催し、取締役会規則に定められている付議事項および付議基準に該当する事項について審議する。また、取締役会では月次の業績の報告と、その内容について各担当取締役に結果の要因分析とその改善策等を報告させる。

経営会議は毎週1回定例で開催し、取締役、常勤監査役、執行役員全員が出席する。経営会議では経営会議規程に基づき業務執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行い、経営効率を向上させる。

日常の業務執行に際しては、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、権限を委譲された各部署の責任者は当該権限の範囲で意思決定を行い、業務を執行する。また、各部署の責任者が取締役、常勤監査役に対しその業務執行状況を四半期毎に報告する四半期報告会を設置する。

(5)当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の業務執行の状況を確認するため、当社の定める子会社管理規程に基づき、一定の事項について子会社に対し当社への報告・承認を義務づけるとともに、当社の営業会議に当社子会社の取締役を出席させ情報の共有化を進める。

(6)当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の定める子会社管理規程に基づき、当社の子会社担当取締役等および子会社代表取締役をメンバーとする会議を設置し、当社グループ全体の経営目標を見据えた当社子会社の経営(事業計画、資金計画、業績評価、組織・人事管理等)に関する事項を策定するとともに、これに伴う業務について当社の関係部門からの業務提供を行う。

(7)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は職務を補助すべき使用人に関する当社社内規程を整備し、次の事項を明記するとともに当該規程を実施、運用する。

・監査役は職務を補助する部門を内部監査部門または総務部門とし、監査役は内部監査部門または総務部門所属の使用人に監査役業務に必要な事項を命令することができる。

・当該使用人は監査役の指揮命令に関して、取締役、所属部署長等の指示・命令を受けないものとする。

・当該使用人は監査役の指揮命令に従う。

(8)当社の取締役および使用人並びに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社グループの役員および使用人は、監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて主に次の事項につき報告および情報提供を行う。

・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

・月次の経営状況として重要な事項

当社グループの役員および使用人は、主に次の事項については発見次第、直ちに監査役に報告を行う。また、当該事項につき通報体制の担当部署で通報を受けた場合等は、当該部署担当者等より監査役に報告を行う。

・当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

・重大な法令・定款違反

(9)当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った当社グループの役員および使用人等に対しては、内部通報規程に定められている通報者に対する不利な取扱いの禁止および不利な取扱いをした者への処分に関する規定と同様の取扱いをすることとする。

(10)当社の監査役は職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払、負担した債務の弁済等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務等の支払等の処理を行う。

(11)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の常勤監査役は、業務執行の状況を把握するため、経営会議、トップマネジメントミーティング、営業会議等の重要な会議に出席する。また、各監査役は必要に応じて業務執行に関する文書等を閲覧し、取締役および使用人にその説明を求めることができる。

(12)財務報告に係る内部統制の強化

金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備に関し、財務報告の信頼性の確保および資産の保全を達成するために、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング(監視活動)」「IT(情報技術)への対応」の6つの基本的要素を業務に組み込み、当社内のすべての者によって遂行されるプロセスを確立する。

これらを具体的に実施するにあたり、必要な体制を整備し、運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力による被害を防止するため「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした姿勢で対応、断固として対決する」ことを行動規範として定めており、総務人事ブロックが行政機関等と情報交換を行うとともに顧問弁護士と連携して対処できる体制を構築しております。

その他

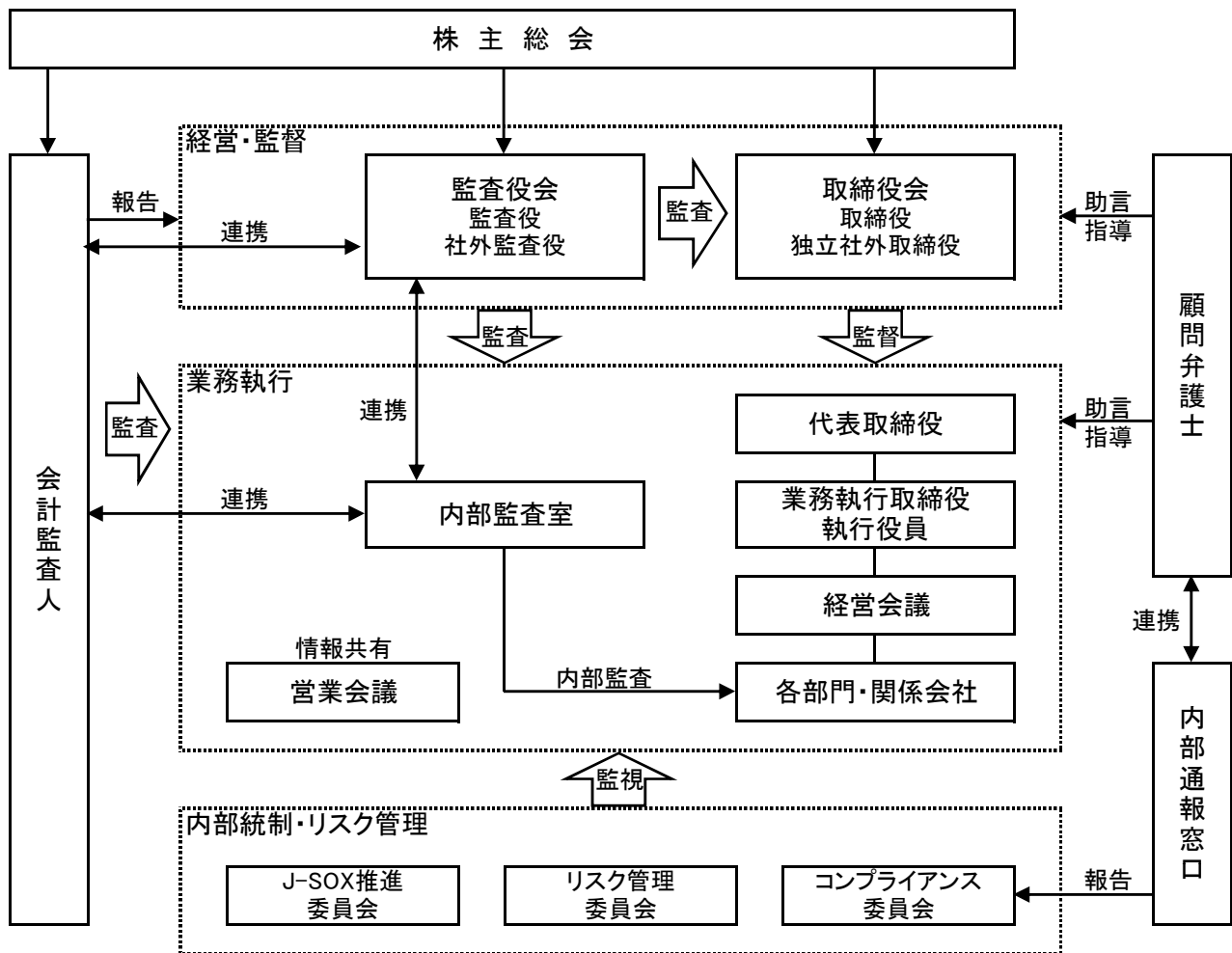
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制の概略図



適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 当社グループにおける適時開示に関する基本方針

当社グループは「株主をはじめとする多様なステークホルダーに対し、誠実かつ公正に対応するとともに、より積極的な情報開示を行う」との情報開示方針のもと、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、経営戦略、経営計画、リスクやガバナンス等、投資家・株主の関心の高い情報、投資判断に関わる情報についてもより積極的に開示し、説明責任を果たします。

この方針に基づき、ステークホルダーに対する行動規範を定めるとともに、当社ホームページにおいて公表しております。

＜株主の皆様に対する行動規範＞

- ・ 経営情報を積極的に正確に開示し、株主の皆様とのコミュニケーションにより信頼と支持を得られるように努めます。
- ・ 株主利益の向上を念頭に、会社資産の効率的運用と保全・充実に努めます。
- ・ 企業価値の向上を目指し、高い倫理観と責任感を持って事業を営みます。
- ・ 内部統制を確立しリスクの管理を行います。

このように、積極的かつ正確な開示をタイムリーに行うことを、情報開示の基本方針としております。

2. 当社グループにおける適時開示に関する体制

当社では、コーポレート・ガバナンスの観点から経営管理組織を整備しており、最高意思決定機関である「取締役会(毎月)」を頂点に、「経営会議(毎週)」、「トップマネジメントミーティング(毎四半期2回)」、「営業会議(毎四半期1回)」、「技術進捗会議(随時)」などで構成しております。また、J-SOX 推進委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会を設置し、内部統制の確保およびリスクの低減に向けた全社横断的な活動を実施するほか、リスク管理規程、インサイダー取引防止規程等の社内規則・運用基準を整備・運用しております。

当社グループでは、このような経営管理組織のもとで、会社情報の内容により次のような適時開示の体制をとっております。

①決定事実に関する情報

決定事実については、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催することで迅速な決定を行っております。決定した事実について、証券取引所の適時開示規則等（以下「開示規則」という。）に従い、開示が必要か否かを情報取扱責任者を中心に検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うよう努めております。また、取締役会には監査役が出席し、さらに、必要に応じて会計監査人および弁護士によるアドバイスを受け、正確かつ公平な情報開示に努めております。

②発生事実に関する情報

当社グループの経営に関する情報は、毎週開催される経営会議に報告されるほか、緊急を要する情報については担当部門長から代表取締役に直接報告がなされます。これらの報告において、重要事実であると認識した場合は、開示規則に従い、開示が必要か否かを情報取扱責任者を中心に検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて監査役会および会計監査人ならびに弁護士によるアドバイスを受け、正確かつ公平な情報開示に努めております。

③決算に関する情報

当社グループでは、有価証券報告書、決算短信等の作成および開示におけるプロセスを、J-SOX 推進委員会において評価し、内部統制の確保およびリスクの低減を図っております。決算業務においては、J-SOX 推進委員会で承認された業務手順により、経理部門において決算数値を作成し、会計監査人による監査またはレビューを受け、最終的に決算に関する取締役会において承認することにより、その記述内容および数値の正確性を確保しております。また、取締役会当日に決算情報を開示しており、迅速かつ公平な情報開示に努めております。

3. モニタリング体制の整備

当社の取締役会・経営会議などの重要会議には直接監査役が出席し、意思決定および業務執行に関し、適切な監査が行われるようにしております。会計監査につきましては、会計監査人により、四半期・期末に限らず、期中においても適宜監査を受けております。

内部監査につきましては、社長直轄の組織である内部監査室により、業務が法令および業務規程等に基づいて適切に実施されているかを適宜監査しております。

財務報告の信頼性の確保につきましては、J-SOX 推進委員会により有価証券報告書、決算短信等の作成および開示におけるプロセスの評価、改善を行うほか、定期的なモニタリングを実施し、業務が適切に行われていることを確保しております。

以上のような社内体制のもとで、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適時適切に行ってまいります。

＜会社情報の適時開示に係る社内体制の概略図＞

